

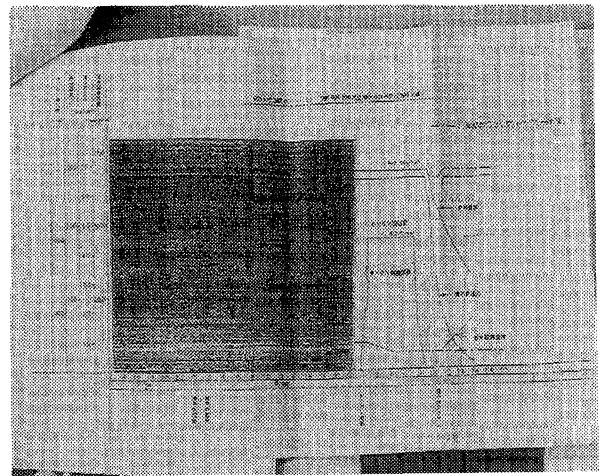
「原発銀座」福井の動き

原子力発電所や再処理工場など原子力施設、産業に対しかつてない規模で広がった反、脱原発の運動は、今も衰えを見せず各地でさまざまな局面を展開している。ここでは、それら多くの局面の中で、原子力施設を抱える原発現地の住民と自治体との関わりに焦点をあて報告する。

建設中を含め一五基もの原発を抱え「原発銀座」と呼ばれる福井県。運転開始以来一九九年を経過し、加圧水型炉の「アキレス腱」といわれる蒸気発生器細管の損傷のため細管全数の四分の一に栓をしたまま運転を続ける関西電力美浜原発1号機など、原発の老朽化、脆弱化に危機感を持った反原発派の市民らは八九年五月、福井県敦賀市内で三〇〇人規模のシンポジウムを開いた。

このシンポジウムにパネリストの一人として参加した原発反対福井県民会議の吉村清事務局長は、福井の原発の現状を報告する中で、事故が起きた時の防災対策の不備と情報公開の不充分さを指摘した。隣接市の住民数に対しコンクリート建物の数が著しく少ないなど避難場所や緊急医療体制に不備な点が多く、防災計画の充実と住民参加の訓練について「国の一本化」を求める自治体と「自治体主導」

●現地レポート● 許されない情報の隠匿



中嶋啓明

通信社記者

をいう国とが押し付け合いを続けていると主張。情報公開についても、八七年一

〇月に起きた日本原子力発電敦賀原発1号機の出力異常上昇事故の例をあげ、当初自治体から公開された資料の半分が墨で塗りつぶされているながら、その後国会まで巻き込む公開要求を重ねた末にほとんどの資料を提出させることに成功したにもかかわらず、企業秘密と核物質防護(P.P.)を理由に「未だに墨塗りの部分がある」と指摘。「企業秘密と核物質防護の壁が情報公開に対する今後の課題だ」と訴えた。一昨年の出力異常上昇事

故とはどんな事故だったのか。

ささいな不手際で出力急上昇

定期検査最終段階のタービン機能試験を終えた原発敦賀1号機(福井県敦賀市町神町、沸騰水型、三五万七〇〇〇キロワット)は八七年一〇月一日午前一〇時三六分、原子炉の出力を低下させていたところ炉内の出力モニター指示値が急上昇して自動停止した。

出力一七％、蒸気圧七〇気圧から出力七％、蒸気圧五〇気圧にそれぞれ低下させようとしていたところが、圧力がそれ

以下に下がりそうになったため復水脱気系の圧力調整弁を開めたというのだ。復水脱気系は、蒸気内に存在する不純物のガスを復水脱気装置で取り除くための系統で、この系の弁操作は、出力が一〇％以上の高出力になって初めて行うのが通常の運転手順だったという。だがこの時は、原子炉圧力を維持させるための他の手だてがなく、運転員は蒸気の流れの一部を止めようと圧力調整弁を開めたところ圧力が五三気圧に急上昇、炉内の気泡がつぶれて核反応が活発になり出力が一％以上上がったというのが原因だった。運転員は、この弁を操作するツマミを約一分強かけて約一回転強させたというのだが、この操作が低出力時での操作としては若干速かったというのだ。

この事故は、不安定な低出力での試験運転中にささいな運転操作の不手際が出力急上昇につながったもので「あと二、三の異常が重なればチェルノブイリの事故にもなりかねない」と住民の間に危機感の声があがり、以後資料の公開を要求する住民と県や市とのやりとりが国会での論議にまで発展することになった。

「企業の言いなり」で墨塗り

「事故の情報はその日のうちに概要が福井県庁内での記者会見で発表された。

事故を重くみた敦賀市の市民グループ「高速増殖炉など建設に反対する市民の会」は、事故直後から市に対し詳しい資料の提出を要求した。

事故についての一連の情報は、県や市と原発との間に結ばれている安全協定の規定に従い一〇月五日「敦賀発電所1号機異常発生・終結連絡書」として発電所からそれぞれの自治体に送られていた。この「連絡書」は、事故の概要や原因、対策など本文と付属説明書のほか添付資料として「主蒸気系概念図」や「原子炉圧力」の記録などからなる総計二三頁の文書だ。

請求に対し敦賀市は約二ヵ月後の一一月八日「連絡書」を「市民の会」に送付した。しかし送られた資料は、添付資料のうち「復水脱気装置配置図」や「原子炉圧力」「排気塔ガス放射能レベル」の記録など合計一二頁が真黒く墨で塗りつぶされていた(写真)。

「連絡書」は、前年三月成立の福井県公文書公開条例に基づいて請求した同県内の個人に対しても公開されたが、敦賀市の場合と同様一二頁が非公開とされた。どちらも非公開とした根拠に県の条例を挙げており、条例第七条のうちの法人等に関する情報で公開によって法人等に不利益を与えることが明らかなもの

(法人情報)などに該当するという理由だった。

「墨塗り資料」は八八年二月二二日の衆議院予算委員会などでも取り上げられ、同県選出の辻一彦議員(社会党)は「一部の情報については慎重に取り扱わざるを得ないが、なお企業秘密等に名を借りていたずらに非公開とすることはいかか」との田村元通産相(当時)の答弁を引き出した。一時は完全公開かとも思える通産省の回答も出、県当局者に「初めからすべて公開させてくれればよかったのにと嘆かせる場面もあったという。こうした経緯を経て福井県などは徐々に公開の範囲を拡大、八八年一〇月三十一日の決定で最終的に非公開で残っているのは、事故の引き金の圧力調整弁など「PP上重要性が高い」装置の所在と、原発契約メーカーのノウハウだとする警報記録など計三頁足らずとなった。

住民らの様々な取り組みと併行して進んでいた県公文書公開審査会(吉田勇会長)の答申結果を受けた同県の最終決定には、PPについて八〇年六月に示された原子力委員会核物質防護専門部会の報告内容が引用されている。それには、
「PP措置の詳細に係る情報は不必要に分散されないこと」などと一定の記載が

ある。だが具体的にどの機器、装置に関する情報をどの程度保護するかといった記述は見当たらない。審査会でもこの点の詳細な検討はなかったようである。最終的には専門家(である原発)の意見を尊重せざるを得ない(審査会委員)という。原発も「(PP上の重要性は)我々が技術的な判断の上決めざるを得ない」としている。同様なことは法人情報(メーカーのノウハウ)についてもいえ、福井県は「メーカーがノウハウだというものを県としては仕様がな」と話す。

これは原発反対派に「結局、自治体は企業の言いなりだ」といわれても仕方ないのではなからうか。小木曾美和子・原発反対福井県民会議事務局長は「公文書公開条例など情報公開の制度ができた一方で企業秘密という新しい規則が成文化され壁ができた」と不信感を隠さない。PPについても現在係争中の「もんじゅ」訴訟で資料提出がますます厳しくなることに警戒を強めるのだ。

住民側の粘り強い情報公開の要求は、一定の実績をあげた上、「基本的公開」を確認する通産大臣の答弁という成果を引き出した。このケースの他にも今年四月、住民側の八年にわたる要求は、蒸気

望まれる厳しい監視

発生器内の損傷細管の施栓箇所を示した図を発電所ごとに公開させている。流れは情報公開の方向に進んでいるように見える。

だが他方で、原子炉等規制法の改訂などPP体制の整備も着々と進行している。今回の墨塗り資料の例に見られるように企業秘密とPPの壁は情報公開への道の前に大きく立ちふさがっている。核物質防護専門部会の報告書には原子力施設内の区域の監視や出入の管理などが厳しくこと細かに記され、これらPP措置は、各施設ですでに実態として整備されている。伴昭一郎前敦賀発電所次長は「今後ますます、一般の多くの人に発電所を見せられなくなるような、これまでと逆行する事態が進むかもしれない」と語る。そして、自治体は住民の情報公開要求に対し、すぐに主体性を放棄して国に判断を預けてしまう。

小木曾県民会議事務局長が「住民には情報を得る権利があるということを認識し、絶え間なく挑むことで非公開の壁が脆くなる」と話すように、自治体に主体性を取り戻させ真に市民のための自治を実現するためにも、企業秘密とPPを口実にした安易な情報の隠匿を許さないこと以上には厳しい住民の監視の目が求められている。(なかしま・ひろあき)